

フードドライブについて

◆フードボックスに届けられた食品

- ・お米 ・ペットボトル飲料 ・缶飲料
- ・お菓子 ・パスタ ・インスタントラーメン
- ・調味料 ・缶詰 ・パックご飯 …など

ご協力いただき
ありがとうございました。

*これらの食品は、困っておられるご家庭等の必要とされる方へお届けします。



多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷の玄関入口に
フードボックスを設置しています

【フードボックスに入れていただきたい食品】

- 缶詰類、レトルト食品、インスタント食品、瓶詰類、乾物類、ふりかけ、乾麺など。
 - お米も大歓迎です。
- 賞味期限：残り1ヶ月以上（未開封に限る）
 - 保存方法：常温で保存できるもの（生鮮・冷蔵・冷凍はNG）
 - 禁止物：アルコール類、自家製品（手作り）、開封済み食品

みなさまのあたたかいご協力をお待ちしています。

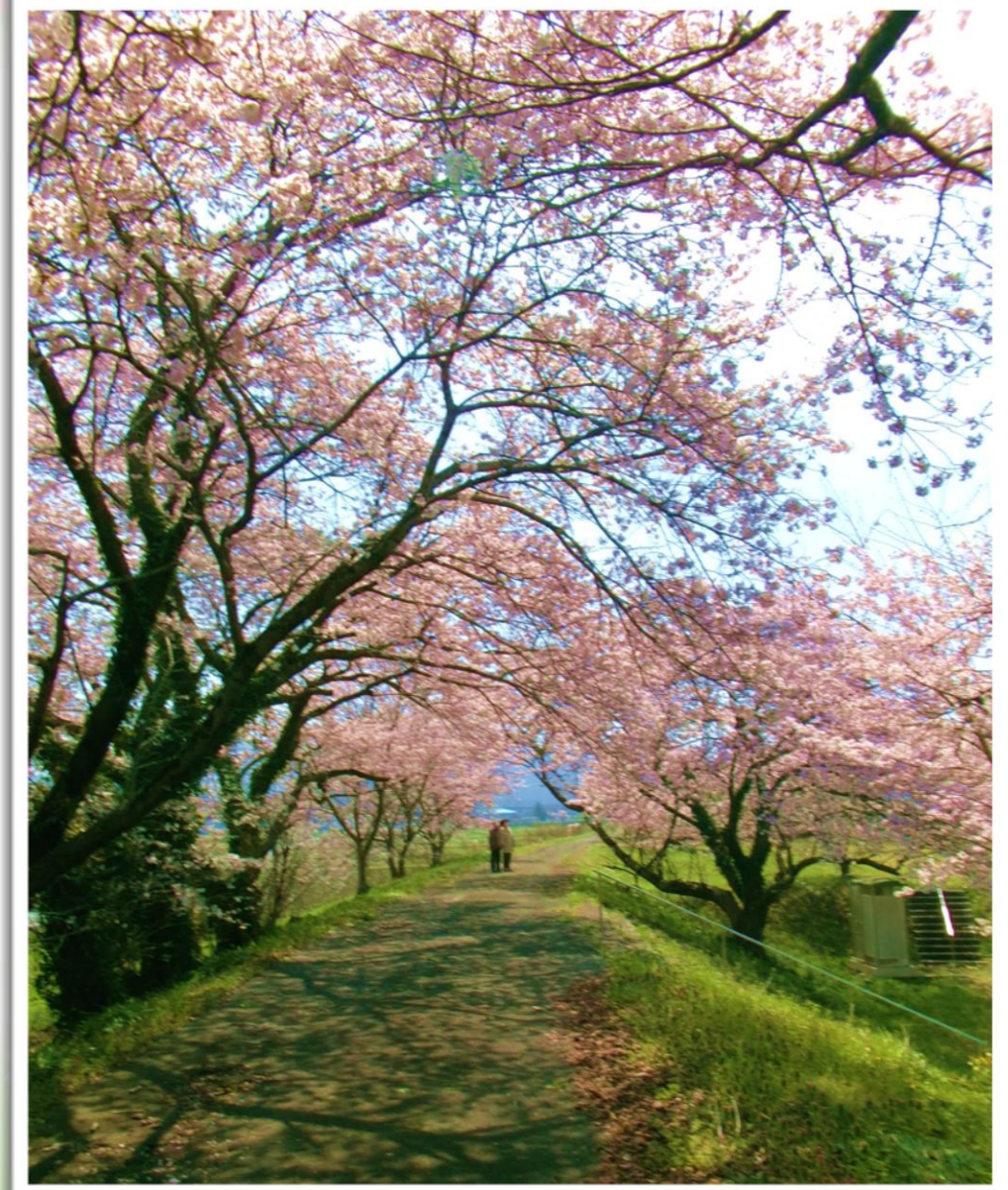
この活動はフードバンクびわ湖さんと協働しておこなっています。

～あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり～

ふくしたか

2026年

5月号



令和8年4月3日(金)撮影

困ったときは「とりあえず・なんでも」ご相談ください。
社会福祉協議会では、相談窓口を開設しています。



心配ごと相談所

みなさんの暮らしの中の心配ごと、悩みごとなど何でもご相談ください。専任の相談員が対応します。

※予約はいりません。秘密は厳守されますのでお気軽にお越しください。

時間 午前9時～午前11時まで
場所 多賀町総合福祉保健センター
ふれあいの郷 ボランティア室
相談日 令和8年5月18日(月)
令和8年6月16日(火)

弁護士による 無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識が必要な問題に対して、弁護士が相談をお受けします。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

時間 午後1時30分～
場所 多賀町総合福祉保健センター
ふれあいの郷 ボランティア室
相談日 令和8年5月26日(火)
令和8年6月30日(火)

※相談を希望される方は、事前に電話でご予約ください。1日3組限定です。(先着順)



生活困窮者自立支援制度

- 収入が不安定で家賃や税金の支払いが難しくなってきた。滞納している。
- お金のやりくりがうまくいかず、家計が困っている。
- 長く働いた経験がなく、仕事に出ることに不安を感じている。

*もう一人で悩まないで！
あなたのお悩みをご相談ください*
(相談無料・秘密厳守)

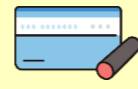


地域福祉権利擁護事業

- お金の管理に困っている。
- 通帳やハンコ、財布を置き忘れる。
- 福祉サービスなど生活費がうまく使えない。
- 福祉サービスなど申請手続きや契約の方法が難しい。
- いつも探し物をしている。
- 頻りに不安を口にしている。

ご近所の高齢の方や、
離れて暮らしておられる
親御さんなどにこのような
ことはありませんか？

個人の事情に応じて、生活費の相談や通帳やハンコ、
証書などの預かりもできます。
まずは、ご相談ください。



【お問い合わせ・相談先】

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会 多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内
電話：0749-48-8127 / 有線：2-2039
8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始を除く)

【編集・発行】社会福祉法人多賀町社会福祉協議会

犬上郡多賀町多賀 221 番地 1 多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内
電話：0749-48-8127 / 有線：2-2039 / FAX：0749-48-8140
ホームページ：https://www.taga-shakyo.or.jp
Email：tagashakyo@ex.biwa.ne.jp

▼ホームページ



就任のご挨拶

このたび事務局長を拝命いたしました遠城です。どうぞよろしくお願いいたします。

生まれも育ちも多賀町で、子どもの頃から慣れ親しんできたこの町で地域福祉に関わる仕事ができることを、とても嬉しく思っています。私は社会人になって児童福祉施設やNPOで子どもの療育や若者の自立支援の仕事に携わり、子どもたちや若者と日々向き合っていく中で福祉の仕事のやりがいと奥深さを学びました。その後は滋賀県社会福祉協議会で、社会的養護の経験のある若者の支援や権利擁護等地域福祉の推進、またシニアの方々が新しい仲間と出会い、生きがいを持って楽しく学ぶ大学（レイカディア大学）の運営や、社会貢献活動などの社会参加によって豊かなシニアライフを送れることを目的とした事業にも携わってまいりました。

最近“AI”という言葉もよく耳にするようになってきましたが、私たちを取り巻く社会の変化のスピードが著しく速くなっているように感じています。生活が便利になっている反面、その変化に馴染めないという声や、また数年先の社会情勢の見通しすら立てにくくなっているという話も耳にします。こうした変化の中で、人とのつながり方や、求められるニーズも変わってきています。しかし、どんな時代になったとしても、「あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり」という基本理念を体現しながら事業を推進していくことは、変わることなく必要と考えています。新しいニーズにもしっかりこたえながら、多賀町に昔から息づいてきた支え合いの心を守り続ける——そんな社協でありたいと考えています。

皆さんもぜひ社協の取り組みに積極的にご参加ください。

共に暮らしやすい多賀町をつくっていきましょう。

どうぞよろしくお願いいたします。



事務局長 遠城 孝幸

多賀町日赤奉仕団のみなさんによる 安心見守り布巾の寄贈

多賀町社会福祉協議会では、民生委員児童委員による要支援世帯への見守り訪問活動を行っています。

訪問の際には、生活に役立つ日用品を定期的にお届けしており、今年度も昨年に引き続き、多賀町赤十字奉仕団の皆さまに物品の準備をお手伝いいただきました。

未使用のタオルから一枚一枚丁寧に手作業でつくっていただいた布巾は、訪問を通じて各世帯へ届けられます。あたたかいご協力、誠にありがとうございました。



中川原サロン

サロン活動紹介

コミュニケーション麻雀を使って 体を動かしながら脳トレゲーム！

[令和8年2月18日のようす]

2人1組でペアになり、2つのサイコロを振ります。出た目の合計値と同じ数字の牌を手持ちから出し、先に手牌をすべて無くしたチームが勝ちとなります。

コミュニケーション麻雀の牌は、通常の牌に比べて大きく重さがあるのが特徴です。頭だけでなく体も動かすため、ゲームを終えたみなさんからは、「良い運動になったわ！」とのお声が聞かれました。



多賀町社協ではコミュニケーション麻雀をはじめとしたレクリエーション備品を貸し出しています。サロン活動の充実などに、ぜひお役立てください。

※詳しくは、右面の貸出しサービスをご覧ください→

滋賀県レイカディア大学第48期学生募集のご案内

(令和8年10月～令和9年9月までの2年間で修業期間)

■滋賀県レイカディア大学とは

シニア世代の社会参加への意欲に応えるため、新しい知識や技術の習得を支援しているのが特徴です。学びを通じて、卒業生が地域の担い手として幅広く活躍できるようサポートしています。

■入学資格

- ☆滋賀県内に居住し、2026年10月1日現在において60歳以上の方。
- ☆大学設置の趣旨(地域の担い手として活動すること)を理解し、地域において積極的に活動を行っている方、または行おうとしている方で、卒業後、学習の成果を活かした地域活動等に意欲のある方。
- ☆通学および各種講義(校外学習)に出席できる健康を有する方。

■学科<彦根キャンパス>

□園芸学科 定員30名
(開校曜日:月・火・水・金のいずれか)
野菜や花の栽培、樹木の剪定を、座学と実習を通じて体系的に学びます。彦根市内の実習畑や湖東湖北近隣の施設等で実践的に学びます。

□北近江文化学科 定員20名
(開校曜日:火・水)
近江八幡市以北の地域の歴史や伝統文化を知り、郷土理解を深めることができます。座学以外に、城郭探訪や歴史博物館など、現地に出向いて学びます。

□健康づくり学科 定員20名
(開校曜日:水・金)
シニア期を安心して暮らすための知識と楽しく体を動かす実技を学び、健康づくりに取り組みます。シニア期の健康維持・増進や介護予防に必要な知識を、食事・運動・メンタルヘルスなどの視点から学びます。

■授業料

年額50,000円(振込手数料は自己負担) ※その他、教材費・障害保険料・見学研修経費は別途に学生の自己負担となります。

■出願手続き

次の提出書類を滋賀県レイカディア大学に送付してください。[郵送・メール・持参のいずれか]

- ① 滋賀県レイカディア大学入学願書
- ② お尋ね票(入学願書裏面の様式2)

<お問い合わせ先>彦根キャンパス ☎0749-21-6333(平日9時～17時)
✉leidai-hiko@shigashakyo.jp

募集要綱および入学願書は、社協窓口で配布しています。また、びわこシニアネット(<https://www.e-biwako.jp/>)からもダウンロードできます。

募集期間:令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)まで 必着

テレビ朝日「林修の今知りたいでしょ！」(2026年4月9日放送)で健康寿命の秘訣として、滋賀県レイカディア大学の活動が紹介されました。

*講座時間 1日4時間(10時～12時、13時～15時)
*登校日 月5～6日
授業は各学科、おおよそ基礎講座が月1回、選択講座が月2～3回あります。

多賀町社会福祉協議会 貸出しサービス

お問合せ 多賀町社会福祉協議会
☎0749-48-8127 (有)2-2039



借出書のダウンロードや
詳しい要綱はコチラから

■車いす短期貸出しサービス

貸出対象者

・町内にお住まいで、一時的に歩行が困難な方(ケガ・病氣・通院・外出・退院時など)
※要介護 2～5の方は、介護保険サービス(福祉用具貸与)が優先されるため、この制度は利用できません。

貸出期間・費用

1回のご利用につき、最長で1ヶ月以内を目安としています。費用はかかりません。

申請方法

本協議会窓口で借用書をご提出ください。

■備品貸出しサービス

サロンや子ども会など町内の活動でお使いいただける備品の貸出しをおこなっています。

貸出備品

レクリエーション用具(玉入れ・的当て)、カロム、かるた、コミュニケーション麻雀、体操 DVD など…

貸出期間・費用

1回のご利用につき、最長で1ヶ月以内を目安としています。費用はかかりません。

利用方法

ご利用の際に、借用書をご提出ください。
※希望の物品がすでに先約済み・貸出し中の場合がありますので、事前にお問い合わせください。